

## 第12回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年2月28日（水）13:00～13:54
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階1214特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、吉田晴乃
  - （専門委員）齋藤一志、藤田毅、三森かおり
  - （政府）前川内閣府審議官
  - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、  
佐脇規制改革推進室参事官
  - （ヒアリング出席者）国土交通省：平松住宅局市街地建築課長
4. 議題：
  - （開会）
  - 1. 植物工場の立地に関する用途規制について  
（国土交通省からのヒアリング）
  - （閉会）

### 5. 議事概要：

○佐脇規制改革推進室参事官 それでは、定刻になりましたので、第12回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、金丸議長代理に御出席いただいております。

長谷川座長代理、林委員、本間専門委員、渡邊専門委員は、所用により本日御欠席です。

ここからは、飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。本日の議題に入らせていただきます。

本日の議題は、「植物工場の立地に関する用途規制について」であります。

先般、農林ワーキング・グループでは、御要望者である近鉄グループホールディングス株式会社様からヒアリングを行いました。本日は、関連の制度を所管されている国土交通省の御説明を伺った後、意見交換をしたいと考えております。

参考までに、2月16日の農林ワーキング・グループにて近鉄グループホールディングス株式会社様からいただきました資料を配付しております。その中でも特に11ページ、17ページのあたりというのが本日も重要な論点になるかと思っておりますので、御参考までに参照いただければと思います。なお、時間が限られておりますので大変恐縮ですが、15分程度でお願いいたします。

それでは、御説明よろしくをお願いいたします。

○平松市街地建築課長 国土交通省市街地建築課長の平松と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております国土交通省の「農林WGヒアリング 説明資料」をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページを開いていただきまして、「事前に提示された論点への見解」ということで整理をさせていただきました。これは先ほど座長からお話がありました、近鉄グループホールディングス様からの提案を受けての見解をまとめさせていただいたものでございます。近鉄グループホールディングス様からは、「植物工場の立地に関する規制改革について」ということで意見を示されているわけですが、改めてその概要を整理させていただきます。

【論点】としては、「植物工場の立地に関する用途規制の緩和」ということでございます。現在、植物工場につきましては一般的に工場とみなされておりまして、都市計画法における住居系・商業系の用途地域での立地が制限されているということでございます。これは事実でございます。

一方で、先方の考えとしては、輸送コストですとか雇用など経済的な側面、あるいは環境的な側面、機能的な側面からも植物工場は消費者に近い都市部に立地してこそ、その機能が最大限発揮されるということを主張されております。それを受けてということで、一定基準を満たす植物工場については、用途地域に関係なく立地できるよう用途規制を緩和されたいという御要望をいただいているところでございまして、率直に申しまして、これをそのまま私どもとしてできるかと言われると、非常に厳しいかなと申し上げざるを得ないかなと思っております。一方で幾つかこういった要望にお応えできる道がございますので、それを見解として整理させていただいております。

建築基準法48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限でございます。それぞれ都市計画で定められた用途地域ごとの指定の目的に応じまして、建築できる建築物の種類ですとか規模等が定められているということでございまして、御指摘の植物工場につきましては各用途地域における住居の環境保護ですとか、商業の利便の増進といった観点から以下に示します場合につきましては、原則として建築が制限されているというのが状況でございます。

1つ目のポツでございすけれども、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域といった住居専用地域におきまして植物工場については立地ができないという制限がされてございます。

その周辺地域、もう少し都市的な土地利用と混在をしているようなエリアになりますけれども、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域といった地域につきましては、作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えるようなものにつきましては制限を受けるということになってございます。

商業系でございすけれども、近隣商業地域、商業地域におきましては、作業場の床面

積が150m<sup>2</sup>超のものについては同じく制限を受けるといった体系になってございます。また後で御説明しますが、このほかに工業系の用途がございまして、そちらでは基本的に工場として立地ができるとお考えいただいでよろしいかと思っております。

その下の「ただし」以降に書かせていただいておりますけれども、こういった原則としての制限がされている植物工場でございますが、建築が可能なケースを幾つかお示しすることができるといことで、以下に3つ例示として示させていただきます。

1つは、今申しました用途地域について地方公共団体が都市計画で定めるわけですが、土地利用の動向等を勘案して、その用途地域を変更された場合には、その変更された後の用途地域の制限に従って立地が可能になるというケースがあるかと考えております。

また、都市計画で定められております、ベースとなります用途地域をさらに上書きするような形で特別用途地区、あるいは地区計画といったものを活用いたしまして、条例により建築物の用途規制の緩和を定めることができるということにもなっております。

もう一つ、都市計画と絡まない3つ目の手続でございますけれども、建築行政を所管しております地方公共団体、特定行政庁が用途地域に定められた目的に沿って、市街地における環境を害するおそれがないと認めて許可を行えるという手続がございまして、こういった形で個別には許可を受けて、立地をするという道も用意されているということでございます。

こういった3つの道について、以下1点ずつ制度の概要を御説明させていただきたいと思っております、資料を用意させていただきます。

次のページでございますけれども、用途規制についてということで、こういった用途地域があるかというものを一覧としてお示しをさせていただきます。

一番上の段でございます住居専用地域と言われるもの、低層系から中高層系と分かれてございまして、中高層系に行きますと病院ですとか大学、あるいはそういった比較的規模の大きな建物が併存するといったものを許容しているということでございます。

2段目、住居系の地域ということで、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域ということで、こちらはもう少し業務ですとかホテルといった用途も混在することが許されるということでございます。準住居地域につきましては幹線道路の沿道のような用途で、例えば自動車関連施設などの立地といったものと調和をした住居の環境を保護するための地域ということで位置づけられておるところでございます。

近隣商業地域、商業地域が商業系の地域と言われているものでございまして、近隣商業地域につきましては、日用品の買い物をするような比較的小規模な店舗が集まった地域と考えていただければよろしいかと思っております。一部工場の建設も認められているところがございます。商業地域につきましては、駅の周辺のかなり商業の集積しているエリアとお考えをいただければよろしいかと思っております。

準工業地域、工業地域、工業専用地域とございまして、準工業地域につきましては、軽

工業系の工場あるいはサービス施設等が立地する地域ということでほとんど全ての工場が立地できるわけですけれども、危険性が高いものあるいは環境の悪化が大きい、そういうおそれがあるものについては一定の制限を受けているという状況でございます。工業地域、工業専用地域につきましては、むしろ工業を行いやすいように立地を制限するという一方で、学校、病院あるいは住宅といったものが逆に制限をされるという体系になっているというところでございます。

一番上の箱の右端の下のところが小さい字に「平成30年4月1日より田園住居地域が追加」と書かせていただいております。これは平成29年の都市緑地法の改正を受けまして、あわせて都市計画法、建築基準法も改正をされたのですけれども、都市の緑地を法的に保全しながら整備を進めていくということで一体的に法律の改正が行われたわけですが、都市の中にある農地も緑として活用していこう、あるいはきちんと管理をしていこうという視点で改正がされてございます。そういった中で、都市計画の中に新たに田園住居地域という13番目の用途地域を設けまして、新たに指定をしていけるということになってございます。

田園住居地域におきましては、低層住居系の用途地域に建築可能なものとあわせて、農業用の施設あるいは直販所ですとか農家レストラン、あるいは生産をしたり、集荷をしたり、貯蔵したりするような農業系の施設が立地できるようにするというところで、この中では植物工場も立地可能と考えてございます。ただ、大きな音が出るようなものは一定の除外をされるのですけれども、植物工場の立地も一定の想定をされている。こういった形で法改正もされてきたというところでございます。

こういった用途地域を都市計画の変更によって、新たに導入するといったことが先ほど申し上げた3つのポイントの1つ目のポイントとして、例示として挙げさせていただいているというところでございます。

3ページ目でございますが、特別用途地区という制度がございます。建築基準法の49条に基づくものでございますけれども、基本となる用途規制を補完するというところで、地区内の建築物の用途構成の特殊性ですとか、あるいは産業の特殊性等に応じたきめ細かな用途規制の実現を目的とするというところでございまして、建築基準法に基づきまして地方公共団体が条例を定めると、通常の用途規制を強化あるいは緩和できるということになってございます。

下にありますのは、栃木県益子町で地場の産業であります陶磁器産業を育成、保護するために第二種住居地域において、陶磁器を製造する工場について用途制限の緩和をして、立地可能にしているといった例があるところでございます。農業関係につきましても全国的に状況を調べてみますと、キノコの栽培ですとかお茶の製造、あるいは果物の選別、い草等を活用した工芸といったものについて、同様の形での特別用途地区による用途制限の緩和等が行われているという事例がございます。こういったものも一つ活用をいただけるのではないかと考えているところでございます。

4 ページ目に行っていただきまして「地区計画」ということをございます。

これは都市計画におきまして、特定のエリアについてより詳細な計画をつくって、土地利用をコントロールしていくという仕組みでございます。こういった地区計画の中でも用途の制限というものを地域の実情に応じて、緩和したり、強化したりということができません。こういったものを活用して、同じく植物工場の立地等に合うような計画づくりといったものもケースとしては考えられるかなということで、事例として挙げさせていただいているところでございます。

最後のページでございますけれども、「用途規制の例外許可」ということございまして、特定行政庁が用途規制に適合しない建築物につきましても、各用途地域における市街地環境を害するおそれがないこと等を認めて許可した場合には、特別に立地を認めることができるということで、個別事例に応じて許可をするという手続があるわけでございます。

全国の用途規制の例外許可の実績ということで挙げさせていただいております。これはかなりいろいろな場面で活用されておりまして、平成16年から平成27年度までの実績でございますと、大体3,810件の許可実績があるということでございまして、それぞれの用途地域別にその表でお示しするような実態があるということでございます。

今回、御提示をいただきました近鉄グループホールディングス様からの御提案についても、まずはこういった例外許可の手続を御活用いただいて、特定行政庁と調整をいただくという道が最初にとっていただきやすい活動かなと考えてございまして、具体的な案件についてこういった例外許可の手続に向けて、御調整をいただければいいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。順番が混乱しないようプレートを立てていただければと思います。

まず前段階としてなのですが、近鉄グループホールディングス株式会社さんの御要望といいますか、むしろ質問に近いと思うのですが、原動機とは何のことを指すのかというものについて、国土交通省からの見解はございますでしょうか。

○平松市街地建築課長 原動機につきましては、基本的には動力を出す機械であれば、あまねく原動機というのが基本的な考え方でございます。したがって、どういう目的に使うかということではなくて動力を発するもの、例えばモーターですとかコンプレッサーといったものについては原動機と考えると思っております。特に工場における原動機ということにつきましては、生産のプロセスにおいて動力を使う原動機が使われるということになるかと思っております。

○飯田座長 重ねてですが、例えばデータセンターでは大規模な空調設備を用いていますが、データセンターはやはり今工場という扱いなのでしょうか。

○平松市街地建築課長 工場というのは何か物を生産するあるいは加工して出荷をするた

め、あるいはそのために貯蔵するといった工場としてのプロセスがあると思いますので、そういうものに該当しないものとしては、今御質問のあったデータセンターなどは工場ということからすると違うのかなと思います。

○飯田座長 つまり、工場で原動機を使うと用途規制だけれども、工場以外が原動機を使っても用途規制には該当しないということでしょうか。

○平松市街地建築課長 工場で使う原動機も生産のための原動機と、それから事務所等でエアコンを使うということは当然あるわけございまして、その使用の目的に応じて原動機が工場に使われていたり、あるいは違う目的で使われていたりということがあると思いますので、今おっしゃられた原動機があるからということではなくて、どのような目的で原動機が使われているかが工場としての用途の判断になってくるかと思います。

○飯田座長 わかりました。

金丸議長代理、お願いします。

○金丸議長代理 今、データセンターの話が出て、生産という言葉が使われました。生産を分解して、業務プロセスとおっしゃったのですが、国土交通省が業務のプロセスの定義に何らか関係しなければいけないのですか。生産という定義は国土交通省がするようなものですか。

それから、先ほどデータセンターはあたかもつくっていないとおっしゃいましたけれども、コンピューター上もデジタルな材料を収集して、加工して、アウトプットしているので、それはある意味で生産といっても同じです。

○平松市街地建築課長 我々、国土交通省が生産そのものをどう定義するというのではなくて、こういった建物の用途を考える上で、いろいろな建物があるわけですが、その中で工場というものを捉えたときに、どういうものが工場に当たるだろうかということ考えたときに、従来からとっている考え方としては物を製造する活動が工場としてはあるだろう。加工したり、仕上げの工程があったり、包装したり、荷づくりをして出荷をされたりというプロセスがあるだろう。こういうプロセスを踏んでいる建物であれば、それは工場と判断できるのではないかと考えているところでございます。

○金丸議長代理 植物工場を工場だと認定している一つの要素に原動機というものがあるのでしょう。先ほどのお話は原動機を使っているのもそれは工場である。その原動機というのはモーターを使っているもの、先ほどの座長の御質問はコンピューターの中にもモーターを使っていますよ、冷却設備というのもコンプレッサーも使っていますよと。でも、それは生産をしていないのでとおっしゃったので、私が今度は生産をしていますよということを申し上げているのです。ですから原動機があるやなしやで工場と認定するのもおかしいし、生産というのもそのプロセスに対して、その目に見える物をつくっていれば、それは工場であって、目に見えない物だったら、それは工場ではないという定義も生産という観点で言えば私はおかしいと思うのです。

もともと国土交通省の責務というのは、市街地の環境を保全するための制限だったので、

例えばコンプレッサーが非常に大きいもので、物すごく音も出し、空気も汚しというものであれば、市街地の環境を保全するために今のようなお話はあり得ると思うのですが、市街地の安全、環境を保全するためということと今の議論、生産とおっしゃったり、原動機のモーターとおっしゃったのだけれども、モーターも有していて、コンプレッサーがあるよというだけで言うと、工場とデータセンターの違いはない。今度は生産と言っているのだけれども、この生産も市街地の環境を害するような生産もあるが、市街地の環境を害しない生産というのもあり得るのではないかと思います。

ですから、本来の優先順位は市街地の環境を保全することが皆さんの責務なので、それをたまたま植物工場は工場ということを書いて、工場ではないとかあるということも変なのだけれども、植物を栽培する施設のことをどう定義するかなので、それを工場と無理やり定義する必要、必然性といえますか、説明することが結構厳しくないですか。植物工場の構成要素を分解したときに市街地の環境を乱さないような建物がデザイン上もできた。エアコンというか冷却設備を使っているかもしれないけれども、それは隣のマンションと同規模程度かもしれない。植物工場はそれに比して、先ほどのCO2の削減においても貢献するようなことがある。もっと中身を見たほうがいいのではないですか。生産という表層的なプロセスを持ち出したり、コンプレッサーとかモーターも表層的だと私は思うのだが、それを持ち出して、でも、皆さんのミッションは市街地の環境を保全するためではなかったのですか。市街地の環境を保全するためということと今の議論との関係性についてお答えいただけますか。

○平松市街地建築課長 最初に原動機という話が出て、工場とはという話が出たのでそういうお答えをしたのですけれども、おっしゃるように我々の目的といいますのは市街地の環境を保全するということでありまして、それは都市計画に定められた用途地域に従って、環境を保全していくということでありまして、ですので、工場についてもすべからず全てのエリアでだめだと言っているわけではなくて、一定の規模のものについては周辺的环境に及ぼす影響が小さかろうということで、用途制限上も先ほどの50m<sup>2</sup>、150m<sup>2</sup>といった規模に応じて認めるという体系になっているわけでございます。

○金丸議長代理 そんな小さな植物工場をつくったって、ペイしないではないですか。

○平松市街地建築課長 それはおっしゃるように、市街地の環境を保全するための規模の概念として提示をしている。今までそういう形で整理をして運用してきたということです。

○金丸議長代理 規模の話は置いておきましたけれども。

○飯田座長 単純に一番のポイントは、植物工場で使われているような空調といっても、大きいオフィスだったら使っているような空調であります。ポンプといっても大きい生けすがある店だったら、そのぐらいのポンプは十分に置いている程度のものであります。これを原動機と定義して、建築の枠組みで原動機を使用する工場にしているのは別に法律ではなくて、昭和47年6月7日住街発第590号、長野県住宅部長宛ての照会への回答でありまして、これがどの程度強力に拘束的なものなのかというのを私自身がわからないのですけ

れども、こういった場合でこの照会に対する回答みたいなものは昭和47年、45年前とは大分事情が違ってきているかと思うのですが、その後、いわゆる植物工場における原動機について、何か省令であったり、照会への回答といったなものを行ったことはあるのでしょうか。

○平松市街地建築課長 今、私どもで確認している照会への考え方を示したのものとしてはこれが最新かと思うのですが、こういった事例を受けて、基本的には建築行政というのは特定行政庁が実施の権限を持っているということになってございまして、特定行政庁から照会を受けて、それに対して当時の建設省としてはこう考えるというものをお示しさせていただいたということでありまして、まさに制度を運用されている特定行政庁に対して考え方を示し、運用が円滑に行くようにということでこういったものを出させていただいているということでございます。

今回の植物工場につきましても、こういうものが用途として登場し出したということを受けて、特定行政庁でもどういう取扱いをするかということは議論をされておりまして、そういった中で一定の考え方の取りまとめをされておるといのもございます。これもたしか近鉄グループホールディングス様の資料の中にあつたかと思えますけれども、基本的には原動機を使って生産を行うことで工場に該当するのではないかということ。

○飯田座長 ちょっと待ってください。

議論の混乱があるようなのですけれども、現在出てきているのは「原動機なしの一般工場として取り扱ってほしい」というのが強い要望、もし可能ならば「工場ではないという定義」が欲しいとも考えているということかと。第一の論点で問題になるのは原動機の話だけだと思うのですが、植物工場における空調とポンプが原動機に当たるということについては、今のところ国交省としての見解は最新のものが45年前のこれであるということでしょうか。

○平松市街地建築課長 それは、今申し上げたとおりでございます。

先ほどの特定行政庁の考え方のまとめみたいなものがございまして、それを申し上げますと農産物の生産とか品質管理を行うために必要な空調設備も、その目的が植物を育てるための環境の確保のためのものであったり、品質管理のためのものであるというもの、あるいは灌水設備といったものは使用目的からして、工場の原動機と取り扱うのが妥当ではないかという見解が示されているということでございます。

当然、工場だから、そういう名前だからということではなくて、そういったものの中身を実際によく見て判断をするということが、特定行政庁の間でも考え方として示されていることを御紹介させていただきます。

○飯田座長 吉田委員、お願いします。

○吉田委員 すごく普通に考えてみると絶対にこれは工場ではないと思います。例えば海外の事例などを見ても、そもそもどういふふうにしてこんなことが起こったのかなというところ、植物工場というのはできるだけクリーンで、ビルなどでも新鮮な野菜ができて、消費

者に近いところで流通できるようにという農業の大革命ですね。植物というのはすごくおとなしいではないですか。

誰かが工場とつけたのがいけなかったのですけれども、例えばこれが盆栽を育てて売っていますという、それから植物プラントを売っているところがあるわけではないですか。あれと何も変わらないと思います。鉢植えでお花屋さんが大きくなったような、お花屋さんだっただけであそこで育てて売っているわけです。切り花だけではなくて、根の生えたものを売っていて、それをビルでやっているところなんていっぱいあるわけです。それと何ら変わらないわけです。ただそれが食べられると。何だか知らないけれどもそれに工場とつけてしまったということ。

空調等はどこも同じなので、オフィスでも大体大きなものを使うわけです。普通に考えてみるといわゆる工場です。オートメーションでしっかりしたものが出てくるものとは全然違って、そんなベルトコンベアなんてものは多分ないと思うのです。

加えて、例えば洋服のつくっているところなどは当然デパートの中にだってあるわけです。いろいろなことを常識的に考えると全然工場ではなくて、海外の事例などでも、そもそも何でこういうものができたのだったかという、先ほど申し上げたのができるだけ新鮮で、簡単にできるお野菜というのを消費者に近いところ、それこそ八百屋さんの裏とか、そんな発想でできたものを日本の経済成長のため、農業を応援するためにできるだけ応援していきましようというもともとのもくろみがあったので、余り細かい難しい言葉にひっかからずに一回セットバックして、本当に工場かよという感じで考えて、農業を応援して、新鮮なものを皆さんに早く届けようという意図で始まっているものなので、できるだけそれを応援するような、伸びていくような規制に変えていったほうがいいと思うのです。

○平松市街地建築課長 今、おっしゃられた話に絡めて言いますと、例えば街の中のパン屋さんとかお米屋さんがあるわけですし、そういった方たちも一定のお店をやりながら工場的なことをされているものがあります。そういったものにも配慮をして。

○吉田委員 パン屋さんやケーキ屋さんは工場なのですか。

○平松市街地建築課長 ですから原動機を使って大きな音が出るようなものということになると、工場の用途と扱われて、ケーキ屋さんと言われるとちょっとわからないですが、例えばお米さんとかだと大きな音が出るような機械を使われるようなケースもあるので、そういったものを工場として扱って、ただ、規模の小さなもの、あるいは自家としてやられていて、一定の面積の範囲であれば、先ほど環境の話がありましたけれども、市街地環境上考えられる影響を考慮して、これぐらいの規模だったら大丈夫ではないかというものを法律上の制限としては設けさせていただいている。ただ、それを超えるものについても、特定行政庁がよく個別の事例を見られて、これは大丈夫ではないかと判断をされれば、それは絶対立地してはだめだということではなくて、許可を与えることによって立地できますという仕組みになっているわけでごさいます。今回のケースも具体的に近鉄グループホールディングス様がこういうものをこういうところで作りたいということであれば、

それを特定行政庁の方に御相談をいただいて、その上で、御判断をいただいて、許可がおりれば立地できるという枠組みはあるわけでごさいます、そういったルートをまず御活用いただけないかなというのが我々の考えでごさいます。

○吉田委員 もう一つだけ聞いていいですか、それは具体的に音ですか。

○平松市街地建築課長 具体的にいろいろあると思います。それは当然周りに住んでおられる方々がどういうふうに感じられるかということも含めて、空調設備であれば音の問題はあるでしょうし、排熱があるでしょうし、思い当たるものはそれぐらいですけれども、そういった周辺に与える影響がありますのでその辺はきちんと考慮をした上で、大丈夫ではないかということをお判断いただくことでごさいます。

○飯田座長 そのほかにいかがでしょうか。

藤田専門委員、お願いします。

○藤田専門委員 今回の関係なのですけれども、例えば近鉄グループでの1万5,000m<sup>2</sup>と面積は非常に大きい。ハウスも含めれば相当の面積ですが、面積が大きくなるから音が大きくなるとは全く限らないという中で、今音というものを判断した場合に、その判断基準はどういうふうに設けられているのか。何か判断をする基準が必要なのかという気がしますが、そこら辺はどうでしょうか。

○平松市街地建築課長 恐らく、そこは個別個別の周辺の環境、例えば大きな敷地の中にぽつんとあるような工場であれば余り音も外に漏れないでしょうし、それはケース・バイ・ケースということになるかと思えます。あるいは各自治体で持っておられる環境基準のようなものが一つの参考になるのかなと思えます。そういったものに照らしてどうかというところをお判断されるということで、手続としては周辺の関係する方にお集まりをいただいて、意見を聞くというプロセスも設けさせていただいております。

要は、一定の規制の範囲内でないものを立地させるということになりますと、やはり周辺の方々に影響があるということが懸念されますので、そういったところは周辺にお住まいの方々に意見を聞いた上で、さらに専門家の同意を得た上で、許可をおろすというプロセスが用意されてごさいます。立地はしたが、後でいろいろトラブルが起こることがないように周辺の方々とちゃんと調整をした上で、許可をしていただくという仕組みになっているところでごさいます。

○飯田座長 そのほかにいかがでしょうか。

○金丸議長代理 個人が家を建てるときも周辺の人たちの意見を聞いたり、あるいは自治体でいろいろなルールを決めていらっしゃるれば、町内会に立てたりするではないですか。

今、おっしゃられたことはごく普通のプロセスだと思うのです。

今は入口論で、誰かがそういうプランニングをしたときに地方自治体に行けばいいのではないかというお話だけれども、近鉄のケースに限らないと思えますが、一定の規模のチェーン店の経営戦略としては、それこそ国土交通省がワンストップの窓口で、こういう植物工場を我々がプランニングしているのだけれどもこうだと。どうなのですかと言って、

国がそれをサポートすべきだと私は思うのですけれども、きょうの話は自治体に言ってくださいというお話なのですね。

それから、先ほど根本的なもので国土交通省は環境の保全だとおっしゃられた。ノイズについてはノイズの基準がありますね。周囲の住民との賛成だとか反対については普通のプロセスでありますね。だけれども、植物工場たるものは原動機を有していて、モーターとか動力を使っていて、かつ、生産というプロセスがあるから植物工場というのは工場であると。その工場が建てられる地域は今の規制内でなければいけないということをずっとおっしゃっているのですね。そういうお答えをずっとしているということでもいいですか。地方自治体に行きなさいというのがあなたの答えですか。

○平松市街地建築課長 それは、特定行政庁が基本的に建築行政の窓口であるからということでありまして、私どもは個別の案件について判断をする立場にないといえますか。

○金丸議長代理 ですから、国土交通省として何もする気はないと言っているのですか。

○平松市街地建築課長 そうではないです。

○金丸議長代理 建設的な姿勢というのでしょうか、もっと建設的なアイデアを持ってきたらどうですか。

○平松市街地建築課長 アイデアといえますか、まずは地域地域に応じて、地域の実態をよく把握をされておられるのは特定行政庁でありますし、それこそ建築行政を担っておられるのは。

○金丸議長代理 そのことについては、私は別に何も言っていないです。

○平松市街地建築課長 ですから、そういう地域地域の中で具体的にこういうものの許可を行ったという一定の実例が挙がってきて、それを踏まえて。

○金丸議長代理 今、実例が挙がってきているではないですか。

○平松市街地建築課長 これは提案として来られている話であって。

○金丸議長代理 具体的な案が出てきているではないですか。議論しているではないですか。それを前もって見ているではないですか。読んできたわけではないですか。

○平松市街地建築課長 それについては、こういう場所でこういうものをという具体的なお話があったときに、それが果たして可能かどうかというところを特定行政庁が判断されることだと申し上げておりまして、制度としては。

○金丸議長代理 ただ、原動機の定義すらできていないではないですか。モーターといたってびん切りですよ。

○平松市街地建築課長 そうです。そういう状態があるから周辺に対する影響を加味して、どれぐらいのものができらるだろうかというあたりは個別の判断だと考えているわけです。

○金丸議長代理 個別の判断だから、先ほど申し上げましたとおりある企業がそういうことを計画していて、生産性の向上を考えたら面で投資をしようとするではないですか。そうすると、個別でその企業はそれぞれの自治体に言ってくださいというお答えをずっとしているわけでしょう。一方で政府は方針で、企業が最も活躍しやすい国にしている

のですよ。活躍しにくいではないですか。

世界中の植物工場というのは見たことがあるのですか。

○平松市街地建築課長 私は見たことがないです。

○金丸議長代理 見たことがなくて、植物工場という新しいマーケットというか、ビジネスモデルというものに対応しなければいけないではないですか。そういうニーズは出てくるわけではないですか。

○平松市街地建築課長 それは、それぞれの企業がこういうところで立地をしたいと考えているというのはおありになるわけですから、それが具体的に地域に対してどういう影響を与えそうかというところは特定行政庁で見ていただく。そういう仕組みになっているわけですから。

○金丸議長代理 昭和時代の、大昔のところから新しい見解を出すとか、国土交通省として全国が混乱しないように、近鉄のような人たちがいろいろな企画をまたするかもしれません。その都度その都度手間暇かけるのだったら、前もって予習的に国土交通省は活躍しやすいように、あるいは混乱が生じないように何か手を打たないのですか。

○平松市街地建築課長 従来のやり方といいますか、私どもとしては、地域地域の考え方が示されてくればそれをまとめて、こういった扱いをされているということを特定行政庁に対してお示しをする。あるいはさらにもう少し知見が集まってくれば。

○金丸議長代理 先ほど言ったように、知見は世界中には植物工場たるものがあって、見ていなければ見に行けばいいし、予習的にやればいいではないですか。

○平松市街地建築課長 それは、施設のものとしてはあるかもしれないのですけれども、それが地域地域に落ちたときにどういう影響が出ているか。

○金丸議長代理 ただ、見てもいないでしょう。

○平松市街地建築課長 個々の例として、どういう判断がされたかということの蓄積が、個別個別の判断をされる特定行政庁の窓口としては貴重な情報となります。

○飯田座長 問題の焦点は個別事情ではなく昭和47年の照会が生きているのはなぜかという点です。まさに個別事情は全く関係なく、この照会内容が生きているというのが足かせになっていますというだけの話です。今日の話は地域の個別の話は重要な論点ではないのでしょうか。むしろ、昭和47年の照会への回答というのが、現在も建築行政会議において判断の基準にされ、または建築確認のための基準総則等の適用事例集にも載っていて、まさに昭和47年照会・回答と現在の植物工場の状況になぜ変化がないのかについて、その一点だけだと思うのです。あまり個別の事例という話ではないかと思えます。

○平松市街地建築課長 そこについては、先ほど申し上げたように、植物工場という言い方がよくないのかもしれませんが、農産物を集中的に生産されるような施設について、大きいエアコンを使うのはいろいろなところであるではないか、というのもそうかもしれないのですけれども、そういうものがある場所に立地を計画されて、それが周辺とどういう調整をされて、どういう判断がされたかという個別個別の知見を蓄積していかないと、例

えばあるメーカーがこういうものは静かで安全だとおっしゃっているから、それをみんなでやれるようにしましょうというふうにはできないと思っております。それはなぜかという、地域地域でいろいろな影響を受ける方々の反応があるからであります。

○飯田座長 ちなみに、この昭和47年の回答は、長野県の個別のエノキ栽培施設の地域の実情から考えて、「照会事項3について 貴見のとおりである」という回答になっているということでしょうか。

○平松市街地建築課長 地域の実情を踏まえて、こういうことがポイントとして確認をしなければいけないので、ということでお問い合わせをいただいたわけです。その考え方については、こういうふうを考えるよということをお答え申し上げているので、地域の実情をすべからず情報を集めてこうなさいと言っているわけではなくて、判断の参考の考え方としてお答えをしているということであって、最後は、やはり地域の実態に応じて特定行政庁がどう判断をされたかということになります。そういった知見が集まってくれば、それを皆さんで共有してあるいはもう少し考え方が整理できれば、それを基準として新たに示せるというプロセスも、当然今後の対応としては考えられると思っております。

○飯田座長 ということは、各都道府県がこんな小規模なものは原動機ではないと都道府県が判断したり、原動機というものはどの辞書を読んでも、普通は発電をすとか動力をつくるものとなっているので、エアコンは原動機ではないというのを都道府県が判断して構わないということでしょうか。

○平松市街地建築課長 最終的に原動機かどうかというところを判断されるというよりは、周辺に与える環境影響について、原動機がどういうふう動くか、あるいはどういう音を出すかとかどういう臭いを出すか、どういう熱を出すかということ踏まえて判断をされるということです、これが原動機に当たるか当たらないかということではなくて、むしろ周辺への環境影響を判断されるということになるかと思います。

○飯田座長 吉田委員、お願いします。

○吉田委員 基本的なことを確認させていただいてよろしいでしょうか。私、農業というのは応援していかなければいけないのだと思っていました。お米は4倍にしろというのを総理が言っていたような気がするし、私は米粉パンが売れないかなと思って、実はこの前も東北に行って、売れるか売れないかのお話をしました。やはり日本人としてやらなければいけないなと思ったからそんなこともしているのです。私の会社は、ブリティッシュテレコムという通信サービスを提供しているのですが、米粉でベーグルをつくったらおいしかったですと言って、農家のおじさんたちにお話をしたりもしているのです。

そもそも農業工場はすごくおもしろい、世界でも盛り上がっているイニシアチブなので、国土交通省さんはこれを応援していらっしゃるのでしょうか。応援していらっしゃるとしたらどんな応援の仕方をしていらっしゃるでしょうか。

○平松市街地建築課長 私どもが所管をしている政策としては、特に植物工場を応援するという政策は持ち合わせていないのですけれども、先ほど申し上げた田園住居地域という

新しい用途地域を設けたことについて言えば、それは農業と都市的な土地利用とをうまく融合させて、農地を緑地として保全をしながら農業もやりやすいようにということで新たにそういう制度を設けて取り組んでいるわけでごさいます、我々は都市をつくるから農業は関係ないという形で考えているわけではなくて、いろいろな我々が持っている施策の中で農業との調和といった観点で応援させていただいている部分はあるわけでごさいます。

ただ、今回の植物工場として提起をいただいているものについては、ある施設が地域に立地したときにそれがどういうふうに周辺に影響を与えるのか、及ぼすのか、そういうところは個別個別の事例の判断をもって、個別に状況をもって判断をいただかないと非常に危ないわけです。一律にこれはいいと申し上げるレベルの知見を私どもはまだ有しておりませんので、それをまずは手続として踏んでいただけないかなということを申し上げているわけでごさいます。

○飯田座長 佐脇参事官、お願いします。

○佐脇規制改革推進室参事官 事務局から議論の確認のために、せっかくの資料ですので一点だけ情報共有でごさいますけれども、近鉄グループからお配りの参考資料として配付しているものの最後の17ページでごさいます、一覧表がございまして、これは恐らく中央政府レベルのルールかと思っておりますけれども、各種用途地域ごとに原動機のありなしを明確に区分した上で、○、×となっております。これが中央レベルで定められているとするならば、原動機のありなしというのは一意に決まるということが前提になっておりまして、個別の事情ということとは次元が異なるかなと思っております。

その上で、この原動機に当たるか当たらないかという定義そのものが個別の事情によるという御説明であったのかどうなのかということについては、今の議論を正確に共有する上では、御説明があったほうがいいかなと思われましたので補足いたしました。

○飯田座長 いかかでしょうか。

○平松市街地建築課長 御質問の趣旨がよくわからなかったのですが。

○佐脇規制改革推進室参事官 要するに、原動機があるかないという表が中央レベルでのルールとして成立していることと、個別の事案が、原動機という定義も含めて個々に判断されるべきであるという御議論との関係で、ここの表における原動機に当たるかどうかということも含めて個別のケースで決まるのだということで、その意味ではこの中央レベルでの規範が目印にすぎないという御説明だったのかどうかなのです。

○平松市街地建築課長 中央レベルで示させていただいている規範というのは、一定のいろいろな事例の蓄積のもとで整理をされてきたものでありまして、面積あるいは原動機があるものについてはそのキロワット数、その規模に対して一定の範囲でということを規制として設けさせていただいて、それはある種一定の水準を示しているということでごさいます。そこについて自由に判断してくれということは申し上げていなくて、仮にそういう基準レベルを超えるものであっても、地域の実情に応じて特段の周辺環境に与える影響はないと判断されれば許可を通じて、この水準を超える施設についても立地が可能であ

る。そういう道を用意させていただいているということでもあります。

○飯田座長 ありがとうございます。

ある機械を原動機として判断するかしないかについては、一応、省内では統一的な基準を有しているということでしょうか。これは追加での資料をいただければと思うのですが、建築基準法における建築制限での原動機の定義について、何か資料等でいただければ私どもも勉強してまいります。

○吉田委員 もっと事例というのは見せていただくことはできないのですか。

○飯田座長 どれが原動機であり、どれが原動機でないか。

○吉田委員 あと、思ったのは地方自治体の方々が判断しやすいように、こんないいこともあったとか、こんなもめごともあったという具体例があると判断基準にはなると思うのです。原動機だけではなく、その他のことに関する例もあるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○平松市街地建築課長 先ほど一部御紹介したように、例えば特別用途地区を活用して、地場の農産物の生産、い草ですとかお茶、ミカンの集荷というものを立地できるように対応をされているところもありますし、申し上げた許可の手続を使って一定の水準を超えるものについても立地可能にしたという例は幾つか伺っております。

○吉田委員 環境問題やもしかすると労働問題などに関連して新たな仕組みができると、街を豊かになり、地方創生につながるように思います。もうちょっと地方自治体の方が判断しやすいようにこれなら可能という事例があればいいと思いますが、示すことはできますか。

○平松市街地建築課長 それはおっしゃるとおりで、我々は常々そういう活動は展開をしております。植物工場に限らずいろいろな非常に判断が分かれるような難しいものについては事例を収集して、それを特定行政庁にお示しをします。あるいは一定の知見が集まればこういう考え方で許可を行っていいのではないかとということをお示しすることは常々行っております。

○吉田委員 事例を見せていただけますか。

○平松市街地建築課長 この植物工場についてもステップを踏んで、そういった方向に展開していくことはできるのではないかと考えております。

○飯田座長 それでは、時間が参りましたので、本日の会議はここで終了といたします。

国土交通省の皆様、本日は御出席いただきありがとうございます。

○平松市街地建築課長 どうもありがとうございました。

○飯田座長 最後に事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇規制改革推進室参事官 次回の会議日程につきましては、後日事務局から調整の上、御連絡いたします。ありがとうございます。

○飯田座長 それでは、これで会議を終了いたします。